

宮城学院女子大学と東北高等学校との連携に関する協定書

宮城学院女子大学（以下「甲」という。）と東北高等学校（以下「乙」という。）は、甲と乙の教育にかかる連携及び協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙の教育・研究活動の充実及び発展並びに社会貢献に有為な人材の育成に寄与することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携及び協力する。

- (1) 甲に所属する教職員等の乙への派遣等、甲の教育資源の開放に関すること
- (2) 教育・研究活動にかかる情報交換及び交流に関すること
- (3) 甲に在学する学生の乙の教育施設への教育実習生の受け入れに関すること
- (4) 課外活動等にかかる交流に関すること
- (5) その他、甲と乙が必要と認める事項

（実施）

第3条 前条各号に掲げる事項の具体的な実施については、毎年甲と乙両者が協議し、決定するものとする。

（有効期限）

第4条 本協定は、協定締結の日から発効し、有効期限は2020年3月31日までとする。
ただし、期限満了の3月前までに甲乙いずれかから改廃の申し立てがない場合には、更に1年間更新し、以後も同様とする。

（守秘義務）

第5条 甲と乙は、本協定に基づき知り得た秘密事項について、第三者に対し開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（その他）

第6条 この協定の定める事項についての疑義等又はこの協定に定めのない事項が生じた場合は、甲と乙両者が協議の上定めるものとする。

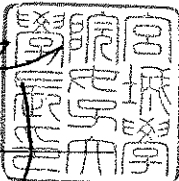
この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲と乙それぞれ署名押印の上、各自1通を保管する。

2019年 11月 14日

甲 宮城学院女子大学

乙 学校法人南光学園 東北高等学校

学長

平川 幸子 

校長

五十嵐 征彦 